

「新しい生活様式」を実践しましょう



新型コロナウイルス感染症対策本部（市健康推進課） ☎22-0179

※特に注意書きが無い場合、5月8日現在の情報をもとに作成しています

全国の都道府県を対象とする緊急事態宣言は、5月31日まで延長されています。一方で、岩手県を含む感染が拡大していない地域では、感染拡大の予防に努めながら、社会経済活動を維持できるように、緊急事態措置の内容も緩和されました。

新型コロナウイルス感染症への対応は長丁場になると指摘されています。これまでも行ってきた「三つの密」を避けること、手洗いや人と人との距離の確保など、基本的な感染対策を継続し、「新しい生活様式」の実践により、感染拡大の防止に努めましょう。

- 1 一人一人の基本的な感染対策（人との間隔を2m空ける、マスクの着用、手洗いは30秒かけて水とせっけんで丁寧に洗うなど）
- 2 日常生活での基本的な生活様式（「3密」の回避、まめに手洗い・手指消毒・毎朝検温、健康チェックなど）
- 3 日常生活における生活様式（待てる買い物は通販利用、少人数で空いた時間に買い物を、飲食は持ち帰り・宅配利用など）
- 4 働き方の新しいスタイル（在宅勤務、ローテーション勤務、対面での打ち合わせは換気とマスクなど）

市内施設の開館情報

市は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、感染拡大防止のため時間短縮営業、臨時休館としていた市内施設の営業を5月14日以降順次再開します。

次の開館時間は、今後の状況により変更となる場合もあります。

	施設名	開館時間（※5月31日(月)まで）
観光・商業施設	釜石物産センター（シープラザ釜石）	10時～15時
	釜石観光総合案内所	10時～15時
	鵜の郷交流館	10時～15時
	魚河岸テラス（共用部）	9時～18時
	魚河岸テラス（テナント）	各店舗にお問い合わせ下さい
	根浜海岸観光施設	土・日曜日のみ営業（県内日帰りのみ）
	御箱崎の宿	閉館
	道の駅「釜石仙人峠」	10時～15時
文化施設	釜石情報交流センター	9時～18時30分 5/16(土)から再開
	釜石市民ホール	9時～18時30分
	市民交流センター	火～土曜日9時～21時、日曜日9時～17時
	働く婦人の家	9時～17時
	郷土資料館	9時30分～16時30分（最終入館16時）
	鉄の歴史館	9時～17時（最終入館16時）
	橋野鉄鉱山インフォメーションセンター	9時30分～16時30分
	旧釜石鉱山事務所	9時30分～16時30分（最終入館16時）
	いのちをつなぐ未来館	10時～15時
	図書館	9時～17時
体育施設	市球技場	月～金曜日9時～21時、土・日曜日、祝日8時～21時
	釜石鵜住居復興スタジアム	月～金曜日9時～21時、土・日曜日、祝日8時～21時
	市民体育館	9時～21時
	中妻体育館	9時～21時
	市民交流センター（体育館）	火～土曜日9時～21時、日曜日9時～17時
	市営プール	火～金曜日12時～20時、土・日曜日10時30分～18時 ※5/19(火)から再開
集会所・公民館など	市立集会所	使用可能ですが、使用に関する条件・制限があります ※詳細は、お問い合わせください
	市立公民館	
	市立公民館 分館	
	大石地域交流センター	

※各施設の利用は、緊急事態宣言の対象区域の期間は、県内在住者を対象とします

※各施設の休館日は、再開前と変更はありません（特記事項がない場合）

特別定額給付金の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた家計への支援を行うため、全ての市民を対象に「特別定額給付金」として一律10万円が給付されます。

給付のためには申請が必要ですので、お早めに手続きをお願いします。

●給付の対象

基準日の令和2年4月27日に釜石市住民基本台帳に記載されている人

※4月27日までに生まれた人は、出生届の提出が4月28日以降でも対象となります

※4月27日以降に亡くなった人は給付の対象です
4月26日以前に亡くなった人は対象外です

●申請する人 世帯主

●申請方法

①郵便での申請

オレンジ色の封筒で、申請書類を世帯主宛てに郵送しました。

申請書に、世帯主の氏名、生年月日、振込先の口座番号を記入し、本人確認書類、振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカードなど）の写しを添えて、同封の返信用封筒で市地域福祉課に郵送してください。

【本人確認書類の例】

※運転免許証（運転経歴証明書でも可）、マイナンバーカード、パスポート、各種障害者手帳、健康保険証、年金手帳、学生証など

※本人確認書類は、申請者（世帯主）分のみですが、代理申請（受け取り口座が世帯主以外）の場合は、代理申請する人の本人確認書類も必要です。代理申請できるのは、同じ世帯の人に限りです

②オンライン申請

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、電子申請ができます。



オンライン申請



特別定額給付金に関するお知らせ

給付金のサギに注意!!

(詐欺)

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号 ●通帳
- 口座番号 ●キャッシュカード ●マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは**絶対にありません**

- ✗ 現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✗ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン (尚書なしの3桁) 188	お住まいの 市区町村
新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン 0120-213-188	お近くの 警察署
	警察相談専用電話 #9110

総務省 給付金 🔍 検索 総務省

令和2年5月

新型コロナウイルスへの感染を防止するため、窓口への申請書の持参は、極力控えてくださるよう、ご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策 ～持続化給付金のお知らせ～

国（中小企業庁）は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金のオンライン申請を5月1日より開始しています。

給付対象	中堅企業、中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人などで、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
給付額	前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） ※この算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者などは100万円以内を支給
申請方法	電子申請が原則となります。 「持続化給付金」の事務局ホームページをご確認ください。



持続化給付金

《問い合わせ・相談窓口》

持続化給付金事業コールセンター

受付時間：8時30分～19時（5月、6月は毎日受け付けます）

直通番号：0120-115-570

IP電話専用回線：03-6831-0613

LINEアカウント

LINE ID: @kyufukin_line



LINE

なお、ご自身で電子申請の入力を行うことが困難な人のために、「申請サポート会場」を順次開設する予定です。申請サポート会場につきましては、詳細がわかり次第、ホームページなどでお知らせします。（現時点では、5月21日(木)から釜石市民ホールでの開設を予定しています）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民年金保険料免除などについて

新型コロナウイルス感染症の影響のため、収入が減少したことにより国民年金保険料の支払いが困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

申請手続きなど、詳しくは市市民課国保年金係までお問い合わせください。

対 象	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の免除基準に該当する人
対象期間	令和2年2月分から令和2年6月分（7月分以降は、改めて申請が必要です）

※学生納付特例の申請に添付する学生証などが、新型コロナウイルス感染症の影響により発行されない場合でも申請できます。学生証などは、後日提出してください